

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	空き家対策推進事業					
		新規・継続の別	新規			
予 算 額	184, 000千円	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠・局配分枠			
担 当 課	都市企画部都市づくり推進課（222-3503）					
[事業実施に至る経過・背景など]						
<p>平成24年度に学識者等から成る「京都市空き家対策検討委員会」において、京都にふさわしい総合的な空き家対策のあり方について検討を行い、そこで検討を踏まえ、平成25年7月に「総合的な空き家対策の取組方針」を策定した。</p> <p>また、平成25年12月に、同方針に基づき取組を進めるための「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を制定した。</p>						
[事業概要]						
<p>平成26年度は、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」「活用・流通の促進」「適正管理」等の空き家対策を総合的に推進するため、庁内体制の整備を図るとともに、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、商店街振興、観光振興等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用を促進するための取組等を実施する。</p>						
<p>(平成26年度取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・空き家に関する市民意識を醸成するための普及・啓発・空き家に関する相談等への助言・提案を行う官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備・地域連携型空き家流通促進事業の拡充・空き家の活用を促進するための改修助成制度の創設やモデル事業の実施・条例に基づく指導・勧告・命令、緊急安全措置等の適正管理対策						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						
<p>(関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none">・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 32, 500千円・細街路対策事業 18, 629千円						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進					
予 算 額	32, 500千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠・局配分枠			
担 当 課	都市企画部都市づくり推進課(222-3503)					
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>大きな戦災に遭っていない歴史都市である京都市には、木造密集市街地や細街路が多く存在している。</p> <p>これらの木造密集市街地や細街路には、町家が立ち並び、濃やかなコミュニティが息付くなど、京都らしい風情をたたえ、歴史都市京都の魅力となっているものも数多くある一方、地震等の災害時には避難や救助に支障をきたすとともに、火災時の延焼拡大につながるなど、都市防災上の問題を抱えている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本市では、平成24年7月に歴史都市京都の特性を生かしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるための「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」を策定し、同方針に基づき、地域と行政が一体となって防災まちづくりに取り組んでいる。</p>						
<p>[事業概要]</p> <p>平成26年度は、平成25年度までに着手した6地区（翔鸞学区、仁和学区、朱雀第二学区及び六原学区ほか）について、継続して防災まちづくりに取り組むとともに、新たに2地区を選定し、取組に着手する。</p> <p>また、<u>密集市街地の防災安全性の向上を図るため、助成事業を創設する。</u></p> <p>(助成事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 避難安全性、不燃性その他防災性の向上を目的として、老朽化した木造建築物の除却費に対する助成を行う。・ 地域住民等の避難地の確保、火災時の延焼防止等を目的として、地域住民等が共同して利用管理する広場等の整備費に対する助成を行う。・ 地域住民等の避難経路の安全性の向上を目的として、避難経路等に面する危険ブロック塀等の改善費に対する助成を行う。						
<p>[参考者（他都市の状況・事業効果など）]</p>						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	ターミナルにおける防災対策推進事業		
		新規・継続の別	継続
予 算 額	11,930千円	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠・局配分枠
担 当 課	都市企画部都市づくり推進課(222-3503)		

[事業実施に至る経過・背景など]

現在、大規模災害時における京都市ならではの帰宅困難者対策として、「ターミナル対策（京都駅周辺）協議会」、「観光地対策協議会」、「事業所対策協議会」の3つの協議会を設置し、相互に連携をとりながら総合的な取組を推進している。

ターミナル周辺は避難者・帰宅困難者が集中し、大きな混乱が予想される。特に市内ターミナルの中で最も多くの帰宅困難者の集中が予測される京都駅周辺については、都市再生特別措置法に基づき、平成25年12月19日付けて「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」を作成し、行政だけでなく周辺の事業者等が主体となった帰宅困難者支援の初期対応体制を構築することとしている。

同計画では、京都市の役割としては、民間事業者の帰宅困難者対策を支援するための「協定の締結の働きかけ」、「市関連施設の利用検討」、「非常用備蓄物資の準備」、「耐震改修促進等への支援」、「地域合同防災訓練の企画、実施」、「情報発信設備、マップ等の整備」、「非常用通信設備の設置」を掲げており、帰宅困難者対策の充実を順次図っていく。

[事業概要]

「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づく地域合同避難訓練（災害図上訓練）を実施するとともに、帰宅困難者の避難誘導及び一時滞在施設等の開設、運用等に必要となる資器材を配備する。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

- ・ 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画の作成は、大阪市（大阪駅周辺）に次いで全国で2番目
- ・ 名古屋市・川崎市が計画の作成を検討中

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	らくなん進都のまちづくりの推進(緑化助成事業) (充実)					
予 算 額	3,000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	都市企画部都市づくり推進課 (222-3503)					
[事業実施に至る経過・背景など]						
南部創造のまちづくりの先導地区である「らくなん進都※」においては、平成21年に策定した「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」に基づき、新しい京都を発信するものづくり拠点の形成に向け、企業集積に向けた取組とともに、良好な都市環境の創出に向けた取組を推進している。 地区的シンボル軸として位置付ける油小路通沿道については、歩道の再整備に伴い街路樹の植栽による緑化を進めてきた。しかしながら、民有地に緑が見られない箇所もあり、全体として緑の連続性やボリュームに欠ける。 今後、シンボル軸にふさわしい良好な空間形成を図るためにには、沿道の民有地の緑の連続性やボリュームを上げる必要がある。						
※ らくなん進都 京都市南部を南北に貫く幹線道路である油小路通沿道を中心とし、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれた面積約607haの地域。						
[事業概要]						
(1) 内 容 地区のシンボル軸として位置付ける油小路通沿道において、民有地の豊かな緑化による良好な都市環境を創出するため、沿道地権者が植樹等の緑化を行う場合に補助金を交付する。						
(2) 補助対象 油小路通沿道の地権者・土地所有者等						
(3) 補助要件 油小路通沿道の緑の連続性やボリュームアップに寄与する民有地の樹木の植栽等による緑化						
(4) 補助経費 ① 緑の少ない箇所への高木の植樹：工事費用の1／2 ② ①以外の緑化：工事費用の1／3						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	らくなん進都のまちづくりの推進(公共交通ネットワーク構築のための調査業務)					
予 算 額	2, 500千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	都市企画部都市づくり推進課 (222-3503)					
[事業実施に至る経過・背景など] 京都の都市活力を支える南部地域の先導地区である「らくなん進都」のまちづくりを進めるためには、企業の集積や都市環境の整備とともに、住民・企業にとって利便性の高い公共交通ネットワークの構築が求められている。 これまで、民間事業者による地区と京都駅を直結するバス「京都らくなんエクスプレス」の運行により、地区の南北軸の公共交通利便性は飛躍的に高まったものの、東西軸の利便性は低く、特に最も乗降客数が多い丹波橋方面への公共交通については、道路幅員が狭い等の課題もあり、具体的な検討が進められていない状況にある。						
[事業概要] 脆弱である東西方向の公共交通について、強固な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を実施するための調査を行い、乗降客数が多い丹波橋駅等と地区を結ぶ実現性の高い新たな公共交通手法を検討する。						
[参考 (他都市の状況・事業効果など)]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	歴史的景観の保全に関する検証事業					
予 算 額	23,000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	都市景観部景観政策課(222-3397)					
[事業実施に至る経過・背景など] 平成19年9月に新景観政策を実施して以降、絶えず景観政策の進化を図るために、社会経済情勢の変化を考慮しつつ、景観政策の実施状況について検討を重ね、より地域特性を考慮した良好な景観形成に努めている。 京都の景観上、重要な要素とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を講じることにより、世界のひとつを魅了し続ける京都の景観づくりにつなげていく。						
[事業概要] <ul style="list-style-type: none">○ 京都の歴史的な景観を形成している重要な要素である世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を検討するとともに、景観重要建造物等への指定候補リストを作成する。○ 実施に当たっては、都市空間として景観を捉え、景観を構成している様々な要素を総合的に把握し、その関係性を点検する仕組みについて、有識者の意見を踏まえて研究をしながら、総点検を行う。						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	景観重要建造物の指定対象拡充事業					
予 算 額	12,000千円	新規・継続の別	新規 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	都市景観部景観政策課 (222-3397)					
[事業実施に至る経過・背景など]						
<p>歴史的な町並み景観を保全するため、外観が景観上の特色を有し、京都の景観を形成するうえで重要な構成要素となる建造物について、その建造物の現状変更制限や所有者の保全義務が伴う「景観重要建造物」の指定を行っている。</p> <p>この景観重要建造物の指定については、平成17年の景観法の施行に伴い開始した。平成20・21年度に行った「京町家まちづくり調査」により京町家の滅失が急速に進んでいることが裏付けされたことから、京都の景観保全上の喫緊の課題として、京町家等を優先的に景観重要建造物として指定してきた。</p> <p>しかしながら、近年、京町家と並び京都のまちの歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成するうえで重要な構成要素である寺社や近代建築物等においても、建物の老朽化等に対応するための資金繰りの困難さなどから、土地の売却やマンション建設計画が上がるといった事案が散見されるようになっており、これらの建造物についても保全を図り、京都の景観を将来に渡り継承していくことが重要な課題となっている。</p>						
[事業概要]						
<ul style="list-style-type: none">○景観行政と文化財行政を融合し、寺社や近代建築物等についても、積極的に景観重要建造物への指定を行うとともに、修理修景補助事業を実施することで、京都の景観を将来に渡り継承する取組を加速させる。○多額な修理修景費用を要する寺社や近代建築物等の大規模物件にも対応するため、景観重要建造物の補助金上限額を600万円から1,000万円に増額する。						
[参考 (他都市の状況・事業効果など)]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	細街路対策事業					
予 算 額	18, 629千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 局配分枠・投資枠			
担 当 課	建築指導部建築指導課(222-3620)					
[事業実施に至る経過・背景など] 本市では、平成24年7月に京都市細街路対策指針を策定し、細街路の特性に応じた実効性の高い細街路対策を推進している。緊急に実施すべき施策として、様々な対策を進めており、平成24年度には袋路の避難安全性向上のための助成制度を、平成25年度には既存の道を建築基準法上の道路へと誘導する拡幅予定型位置指定道路制度を創設した。 歴史都市京都の特性を活かしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを推進するため、多様な細街路の状況や要望に対応するべく既存の助成制度の拡充を図るとともに、更なる都市防災性の向上を図るために、新たな道路指定制度を創設し、平成26年4月1日からの運用を予定しており、その活用を図るための支援等を行う。						
[事業概要] 1 袋路等の避難安全性を向上させるための助成事業 (1) 狹あい道路等整備事業 狭あい道路（建築基準法第42条第2項に規定する道路）の拡幅後退部分の整備費等に対する助成等を行う。 <u>募集件数を約35件から約50件に増やす。</u> (2) 緊急避難経路整備費助成事業 袋路の2方向避難を確保するための扉等の設置費に対する助成を行う。 (3) 袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業 袋路始端部の建築物について、耐震改修と防火改修を併せて行う場合、工事費に対する助成を行う。 <u>助成限度額を150万円から250万円に増額する。</u> (4) 袋路始端部通路整備費助成事業 従前の袋路始端部の拡幅部分の整備費に加え、新たに <u>通路内の建築物等の撤去費</u> を助成対象とする。 <u>さらに助成限度額を30万円から50万円に増額する。</u> 2 「新たな道路指定制度」の円滑な運用を図るための活動支援 歴史都市京都の町並みを継承しつつ、建替え等を促進させる「新たな道路指定制度」を創設することとしており、この新たな道路指定に必要な合意形成等の沿道住民の活動を支援するとともに、道路指定までの手順や克服すべき課題等を分かりやすく解説した手引書を作成する。 [参考 (他都市の状況・事業効果など)]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	歴史的建築物保存・活用推進事業					
予 算 額	23,000千円	新規・継続の別	新規 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	建築指導部建築指導課 (222-3620)					
[事業実施に至る経過・背景など] 京町家や近代建築は、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められ、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難となっている。 本市では、建築基準法の適用を除外して本市独自の安全性等を確保する仕組みを適用することで、現行法では困難であった景観的、文化的に重要な木造建築物の改修や機能更新を可能としつつ、安全性の向上を図るために、平成24年4月から「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を施行した。また、平成25年11月には、対象建築物を木造以外の建築物にも拡大する条例改正を行い、条例名称を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改正した。						
[事業概要] 条例を活用する際に必要となる「保存活用計画」の作成費用の一部を助成する制度を創設するとともに、条例の対象となる建築物の更なる拡大に向けた調査研究を実施するなど、以下の施策を実施する。 1 保存活用計画作成支援事業 「保存活用計画」の作成に要する費用の一部を助成する。 (助成率2/3、上限額：京町家等200万円・非木造建築物等500万円、 件数：京町家等5件程度・非木造建築物等2件程度) 2 普及啓発及び活用支援事業 各種団体や歴史的建築物の所有者に対し、条例活用に向けた働きかけを行う。 3 専門家への意見聴取体制の整備 提出された歴史的建築物に係る「保存活用計画」の内容が、地震や火災に対する安全性等が確保されているか、専門家からの意見を聴取し、その意見を反映させる体制を整備する。 4 歴史的建築物保存・活用の対象拡大に向けた調査研究 保存状態が良好な京町家等を条例の適用対象とするため、地震や火災に対する安全性等が確保でき汎用性のある代替措置等についての調査研究を行う。						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	既存耐震不適格建築物の緊急耐震化対策					
予 算 額	213, 900千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規・継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	建築指導部建築安全推進課 (222-3613)					
[事業実施に至る経過・背景など] 地震に対する建築物の安全性向上の一層の促進のため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）が平成25年5月29日に改正・公布され、平成25年11月25日に施行された。 今回の耐促法改正に対応し、京都市建築物耐震改修促進計画に掲げる平成27年度末における耐震化率90%の目標達成に向けて、耐震診断が義務化される建築物に対する耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修に係る費用の一部を助成することにより、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化対策を促進する。						
[事業概要] 1 既存耐震不適格建築物の支援 (1) 耐震診断 不特定かつ多数の者が利用する建築物（病院など、耐促法附則第3条第1項第1号に規定するもの。以下同じ。）の耐震診断に要する費用を助成する。（助成率2/3、上限額なし（ただし、実際に耐震診断に要する費用又は対象建築物の延べ面積×1,000円/m ² +150万円のいずれか低い額）、件数20件程度） (2) 耐震改修計画作成の支援 不特定かつ多数の者が利用する建築物の耐震改修計画作成に要する費用を助成する。（助成率2/3、上限額3,333千円、件数5件程度） (3) 耐震改修の支援 不特定かつ多数の者が利用する建築物の耐震改修に要する費用を助成する。（助成率23%，上限額23,000千円、件数1件（別途債務負担あり）） 2 普及・啓発事業等 耐促法の改正や新たな補助制度等について、対象建築物の所有者等へ説明資料の送付や説明会を開催するなど、適切な情報提供を行う。 [参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	住宅の耐震化対策の強化		
		新規・継続の別	継続
予 算 額	75, 200千円	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠・ 投資枠
担 当 課	建築指導部建築安全推進課 (222-3613)		

[事業実施に至る経過・背景など]

東日本大震災を受け、本市においても住宅の耐震化が急務となる中、京都市建築物耐震改修促進計画に掲げる平成27年度末における住宅の耐震化率90%の目標達成に向けて、木造住宅・京町家等及び分譲マンションの耐震改修助成について、以下の施策の充実を行い、市民が安心して耐震化に取り組める環境整備を行う。

[事業概要]

1 木造住宅・京町家等の耐震改修助成の充実

- 木造住宅及び京町家等を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。
平成26年度からは、耐震化の重要度が特に高い細街路等において、幅員が4メートル未満の袋路などに面する建物等に対し、構造評点を1.0相当以上とする耐震改修工事と併せて一定の防火改修工事を行う場合には、補助額30万円を上乗せする。
- 補助率1/2、上限額60万円/戸(京町家は90万円/戸、景観重要建造物等は130万円/戸)
※ 改修後の構造評点が0.7相当以上1.0相当未満のものは、上限額30万円/戸(京町家等は45万円/戸)
- 件数:木造住宅70件程度(うち耐震防火改修工事分10件程度)、京町家等30件程度(うち耐震防火改修工事分5件程度)

2 上記事業に係る普及啓発

3 分譲マンションの耐震改修助成の充実

- 分譲マンションを対象に、より利用しやすく、かつ効果的に耐震化を行っていただけるよう、平成26年度からは、完全な耐震化に向けた段階的改修として行うピロティ改修工事について新たに補助対象とし、1,600万円/棟、20万円/戸を補助する。
- 補助率1/2、上限額4,800万円/棟、60万円/戸

[参考(他都市の状況・事業効果など)]

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	リニア中央新幹線の誘致促進					
予 算 額	5,000千円	新規・継続の別	継続			
担当課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
[事業実施に至る経過・背景など]						
リニア中央新幹線は、昭和48年に全国新幹線鉄道整備法に基づく「基本計画」において、国土の均衡ある発展に向けて、首都圏、中部圏、近畿圏の三大都市圏を結ぶ新たな国土軸として決定され、平成23年には「整備計画」が決定されているが、その整備ルートに京都は含まれていない。						
このため、本市では、リニア中央新幹線の早期実現と「京都駅ルート」の実現を図るために、平成2年に京都市会、京都府、京都府議会、京都商工会議所連合会などの関係団体とともに京都府中央リニアエクスプレス推進協議会を設立し、国への要望活動を重ねてきた。						
平成24年9月には、京都府中央リニアエクスプレス推進協議会の総会を開催し、「京都駅ルート」の実現、「東京・大阪間の全線同時開業」、「関西国際空港へのアクセス改善」を目指す共同アピールを行った。						
また、平成26年1月には、「リニア中央新幹線の京都誘致に向けた決起会」を開催し、協議会を構成する企業や団体、さらには京都誘致の趣旨に賛同いただいている皆様との団結を強め、オール京都で強力に取組を推進することを確認した。						
[事業概要]						
リニア中央新幹線の京都誘致に向け、「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」に分担金を支出し、国に対する要望活動、市民への広報活動等を行う。						
○京都府中央リニアエクスプレス推進協議会について						
1 設 置	平成2年1月					
2 設立目的	国への要望活動や特別講演会の開催を通じて、リニア中央新幹線の京都への誘導を図ること。					
3 構 成						
(1) 役 員	代表：京都府知事、京都市長、京都府商工会議所連合会会长 副代表：京都府議會議長、京都市會議長					
(2) 会 員	京都府、京都市、京都府議会、京都市会、京都府市長会、京都府町村会、京都府市議會議長会、京都府町村議會議長会、京都府商工会議所連合会、京都経営者協会、(一社)京都經濟同友会、(公社)京都工業会、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会、(公社)京都青年會議所、(公社)京都府觀光連盟、(公社)京都市觀光協會、京都府農業協同組合中央会、京都府森林組合連合会					
[参考(他都市の状況・事業効果など)]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	JR奈良線高速化・複線化第二期事業					
予 算 額	51, 000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	歩くまち京都推進室（222-3483）					
[事業実施に至る経過・背景など] 京都の縦貫幹線鉄道を構成するJR奈良線については、平成13年3月に第1期事業として、京都～JR藤森、宇治～新田間の複線化が完了し、ダイヤ改正による列車増発やみやこ路快速の運行など、利便性・快適性の向上が図られてきた。 しかしながら、全延長34.7kmのうち26.5kmは単線区間であり、市内の主要な交通結節点であるJR京都駅と京都府南部地域を結ぶ広域鉄道網の充実、並びにJR奈良線沿線住民の利便性の向上を図るために、複線化を更に促進する必要がある。						
[事業概要] <u>平成25年度に引き続き、環境影響評価及び鉄道詳細設計を行うためJR西日本に対し、京都府等とともに補助金を交付する。</u>						
<p>1. 事業区間：JR藤森駅～宇治駅 9.9km（うち京都市域4.4km） 新田駅～城陽駅 2.1km 山城多賀駅～玉木駅 2.0km 合 計 14.0km</p> <p>2. 事業費：350,000千円</p> <p>3. 費用分担：JR西日本が369分の93相当額 京都府、関係市町が369分の138相当額</p> <p>4. 京都市補助分：関係市町補助分130,900千円のうち、38.46%</p>						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	京都のまちの活力を高める公共交通の検討		
予 算 額	5, 000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)		

[事業実施に至る経過・背景など]

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するためには、誰もが快適で便利に利用できる公共交通ネットワークの構築が必要である。このため、「歩くまち・京都」総合交通戦略では、既存公共交通を再編強化し、利便性の向上を図るとともに、公共交通のあり方を再構築すべきエリアにおいて、ユニバーサルデザイン性、高い速達性、定時性と需要に見合った輸送力を併せ持ったLRTやBRTの導入等、地域特性を踏まえた新しい公共交通の導入の可能性について検討を行うこととしている。

[事業概要]

本市が目指す政策目標や社会・経済情勢の変動等を踏まえ、公共交通の更なる利便性やまちの活性化など、「歩くまち・京都」の実現を図るため、「10年後の京都の公共交通のあるべき姿」を検討する。

○検討の進め方

「京都のまちの活力を高める公共交通検討委員会（仮称）」を開催し、公共交通を中心とした地域間の移動に係る輸送力や利便性の向上など「10年後の京都の公共交通のあるべき姿」の実現に向けた、解決すべき課題の抽出とその解決策の検討を行う。

検討にあたっては、本市の鉄道やバス等の現況や、各地域、幹線等の特徴、人口減少、高齢化の進行などを踏まえつつ、市民のマイカーから公共交通への転換促進や、観光客増加策による公共交通の利用促進も念頭に置き、既存交通の充実・改善、LRTやBRTなど、新交通システムの導入の可能性等を、そのメリット、デメリットも踏まえて議論していく。

(参考)

・ LRT

Light Rail Transit：軽量軌道公共交通機関の略。次世代型路面電車とも呼ばれ、従来の路面電車に比べ振動が少なく、低床式で乗降が容易であるなど、車両や走行環境を向上させ、人や環境にやさしく経済性にも優れているとされる公共交通システム。

・ BRT

Bus Rapid Transit の略。輸送力の大きなバス車両の投入、バス専用レーンや公共交通車両優先システム等を組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	観光地等における自動車流入抑制策の検討					
予 算 額	5, 000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
[事業実施に至る経過・背景など] 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するためには、地域の特性に応じた道路の使い方を検討し、通過交通の抑制をはじめとした自動車利用の抑制策を推進する必要がある。 平成25年度は、各自動車流入抑制施策のメリット・デメリット、連動すべき施策、実施に向けた課題と対応策や、観光地と都心部における自動車流入抑制策の効果的な実施方法について研究するとともに、マイカーによる来訪者の課金額等による行動変容等に関するWEB調査を実施した。						
[事業概要] 平成25年度に実施した自動車流入抑制策の検討成果も踏まえ、 <u>観光地等における自動車流入抑制策の検討と対策に取組む。</u>						
[参考 (他都市の状況・事業効果など)]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進					
新規・継続の別		継続				
予 算 額	63,068千円	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠・局配分枠			
担当課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市では、京都の魅力と活力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進している。そのための重要な事業である四条通（烏丸通から川端通までの区間）の整備については、公共交通が優先して走れる道路とともに、歩道を拡幅する計画を進めている。</p>						
<p>[事業概要]</p> <p>四条通の歩道拡幅と公共交通優先に向けた関連事業として、タクシー及び荷捌き車両等の整序化を図るための方策を検討する。</p> <p>また、歴史的都心地区において、交通環境改善を図る際に課題となる路上荷捌き車両や違法な客待ちタクシー等に係る更なる対策を検討するとともに、関係者、関係機関等との連携の下、人と公共交通を優先した交通まちづくりを推進する。</p> <p>1 タクシー及び荷捌き車両等の整序化システムを導入（政策的新規充実予算枠） 2 歴史的都心地区における交通環境改善、交通まちづくりの推進（局配分枠）</p>						
<p>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</p>						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進					
予 算 額	1, 200千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、脱「クルマ中心」社会を目指すため、平成22年1月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定した。 この戦略において、都心の細街路については、安全な歩行空間を可能な限り広げて、地域の生活者や来訪者が安心して回遊することのできる道路とし、自動車は歩行者等に配慮してゆっくり走ることを基本的な考えとしている。 本事業は、歩道整備が困難な都心の細街路において、自動車走行速度を低減させ、安全でゆとりのある歩行空間を創出するとともに、通行空間の分離による自転車通行空間の整備や歩行者の円滑な通行の確保を図るために、幹線道路に囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」と設定し、都市計画局と建設局等が連携して、車道幅員の狭小化（路側帯の拡幅）、自転車通行部分の明示、ゾーンの出入口への看板設置等を実施するものである。						
[事業概要] 平成26年度の都市計画局の具体的な事業内容としては、平成25年度完成予定の「歴史的都心地区」（四条通、河原町通、御池通、烏丸通で囲まれた地区）に隣接する南側エリア及び西側エリアの出入口に、「歩いて楽しいまちなかゾーン」を明示するため、看板設置を行う。						
[参考（他都市の状況・事業効果など）] <ul style="list-style-type: none">・「歩くまちゾーン」実証実験結果（平成24年3月1日～22日実施）<ul style="list-style-type: none">○ 自動車の走行速度が1割程度低下○ 自動車、自転車、歩行者それぞれの通行位置が改善・別途、建設局に同事業有り						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業					
予 算 額	30, 500千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
[事業実施に至る経過・背景など] 東大路通の東山三条～東福寺間について、現在の道路幅員の中で、歩行者が安心・安全、そして快適に通行することのできる空間の確保を最優先にして、車線数の減少等も含めた道路空間の再構成や歩行環境の向上を検討し、「環境」、「景観」、「地域コミュニティ」、「観光振興」等の視点からも「歩いて楽しい東大路」を創出する。						
[事業概要] 「歩いて楽しい東大路」の実現に向け、平成24年度に策定した「東大路通整備構想」に基づき、東大路通の道路空間の再構成において課題となる東大路通及び周辺道路への交通の影響等について検討するため、平成25年度に引き続き、予備設計等を実施する。また、関係機関等との協議を行うとともに、「東大路通歩行空間創出推進会議」等により地域住民をはじめ、市民の皆様への説明を行う。						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	駅等のバリアフリー化の推進		
		新規・継続の別	継続
予 算 額	157, 693千円	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠・局配分枠
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)		

[事業実施に至る経過・背景など]

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できる社会を実現するため、駅及び周辺道路等のバリアフリー化を推進する。

平成23年度には、「『歩くまち・京都』交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する「重点整備地区」を10地区選定した。平成24年度以降は、地区ごとにバリアフリー化の概要等を示す「移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定するとともに、鉄道事業者が行う駅のバリアフリー化整備に係る事業費に対して、国及び京都府と協調して補助金を交付する。

[事業概要]

平成26年度は、桃山地区、阪急嵐山地区、松尾大社地区及び上桂地区において、学識経験者、利用者代表、地元代表、交通事業者、関係機関が参画する「バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を開催し、現地踏査及び意見交換等を通じて、「基本構想」の策定に向けた検討を行う。

また、策定した「基本構想」に基づき、鉄道事業者が行う太秦駅、JR藤森駅（以上、JR西日本）、深草駅（京阪）及び西院駅（阪急・京福）のバリアフリー化整備に係る事業費に対して補助金を交付する（JR藤森地区、深草地区及び西院地区の「基本構想」は平成26年3月に策定予定）。

併せて、1日の利用者数が1万人以上の鉄道駅のホームにおける旅客の転落防止対策を推進するため、鉄道事業者が実施する京都駅（JR東海）への可動式ホーム柵の整備及び二条駅（JR西日本）への内方線付き点状ブロックの整備に係る事業費に対して補助金を交付する。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	バス利用促進等総合対策事業					
予 算 額	47,000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
[事業実施に至る経過・背景など] 公共交通の利用促進を図るために、誰もが快適・便利に利用できる公共交通の効果的な情報提供が必要である。 バスロケーションシステムは、バス車両にデータ通信機能を装備して、オンライン化することにより、リアルタイムなバス運行状況の提供が可能となる。バスの利用者が最も不満としている停留所での待ち時間が把握できる情報提供ツールであり、バスの利便性向上に繋がる。 また、平成25年3月23日から、10種類の交通系ICカードによる全国相互利用サービスが開始され、バスや鉄道を同一のICカードを使用して乗車が可能となった。他府県からの来訪者にとって、相互利用可能であるICカードシステムが使用できることにより利便性が向上する。 このため、バスロケーションシステム及びICカードシステムを導入するバス事業者の車載機器等の設置に対し補助を行う。						
[事業概要] バスロケーションシステム導入事業者1者（京阪京都交通株）、ICカードシステム導入事業者5者（京都市交通局、京阪宇治バス株、京阪シティバス株、近鉄バス株、西日本JRバス株）に対して、国、京都府、沿線市町と協調して補助金を交付する。 ○補助スキーム 国：補助対象経費の1/3 京都府：補助対象経費の1/10 沿線市町：補助対象経費の1/10をキロ按分						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	既存住宅の省エネリフォーム等支援事業					
予 算 額	142, 400千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	住宅室住宅政策課(222-3666)					
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市においては、家庭部門のエネルギー消費量は増大しつづけている。このため、住宅ストックの断熱化などによるエネルギー消費量の削減が急務とされている。</p> <p>平成25年12月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」においても、徹底的な「省エネルギーの推進」のためのリーディングプロジェクトとして、エネルギー使用量が増加している家庭部門については、省エネ改修への支援などの取組による、数世代にわたり住み継ぐことができる住宅の普及を掲げている。</p>						
<p>[事業概要]</p> <p>既存住宅の省エネ改修に対する助成（詳細は別紙）を創設し、市民の省エネ改修需要を喚起することで、既存住宅の省エネ化を進める。</p> <p>また、これと併せて、市民への普及啓発や、市内の事業者への技術支援等を行うため、産官協働による住宅のリフォームを推進する体制を構築する。</p>						
<p>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>他都市事例：北九州市において、「環境未来都市 住宅リフォーム等促進事業」（省エネ改修や、バリアフリー改修などのリフォーム工事を対象とした助成制度。）を実施している。</p> <p>事業効果：省エネ改修1件あたりのエネルギー削減量を約2.38GJ/年（窓を全て改修した場合を想定。）と仮定し、本制度により、年間約2,900GJのエネルギー削減効果を見込む。</p>						

既存住宅の省エネリフォーム等支援事業

本市においては、家庭部門のエネルギー消費量は増大しつづけている。このため、住宅ストックの断熱化などによるエネルギー消費量の削減が急務とされている。

そこで、住宅の省エネリフォームの促進を目的として、市民の皆様が利用しやすいよう、手続きが簡易で、かつ、簡易な工事を対象とした補助制度を創設する。

○制度の対象

- ・京都市内の住宅（共同住宅の専有部分、併用住宅の住居部分、空き家、借家を含む。）の所有者又は居住者。
- ・施工者は京都市内の事業者に限る。

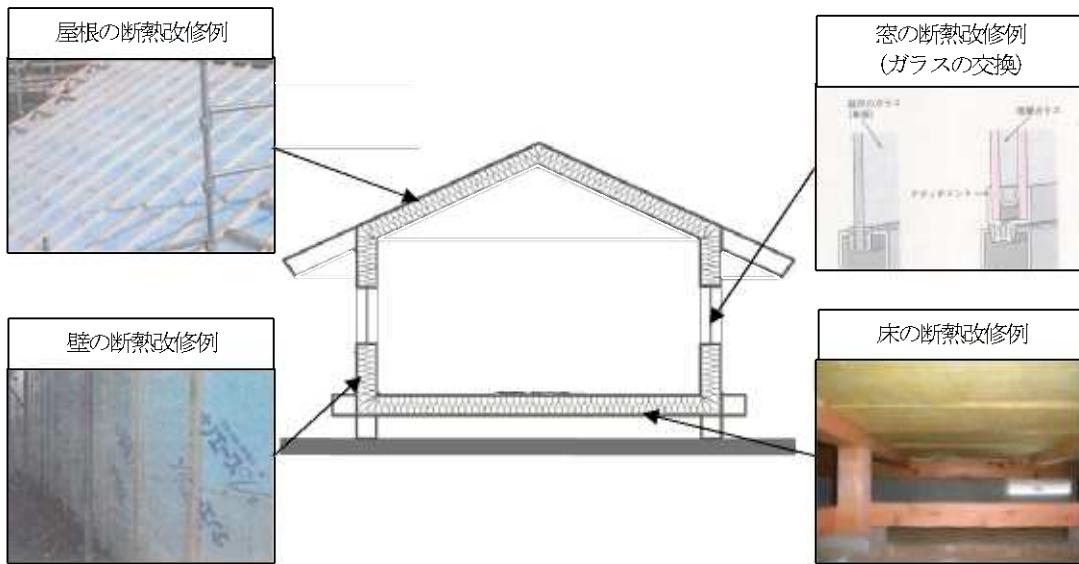
○助成件数

1, 200件分程度を予定

○対象となる工事（主なもの）と補助額

- ・窓や躯体の断熱化等、住宅の省エネ性能が現状よりも向上することが明らかな工事を予めメニュー化し、このメニューに該当する工事を補助対象とする。
- ・補助額は、メニューごとに定額とする。
- ・複数の工事の組み合わせを可能（1戸あたりの助成額は最大50万円。）とする。

主な工事メニュー	
外壁の断熱改修工事	10万円
屋根の断熱改修工事	10万円
天井の断熱改修工事	3万円
床の断熱改修工事	5万円
窓の断熱改修工事	最大10万円 (窓1か所の改修につき、その大きさや工事内容に応じて2千円～1万8千円を補助)
屋根の遮熱工事(遮熱塗料の塗布)	3万円



住宅の断熱改修のイメージ図

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	分譲マンション管理支援事業(要支援マンション再生支援)					
予 算 額	1, 800千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	住宅室住宅政策課(222-3666)					
[事業実施に至る経過・背景など] 本市では、築30年以上が経過した高経年マンションのうち、「管理規約がない」「総会又は理事会が開かれていない」「管理費又は修繕積立金を徴収していない」「大規模修繕工事を実施していない」のいずれかの項目に該当するマンションを「要支援マンション」と位置付けている。 こうした要支援マンションに対しては、これまで、マンション管理士や建築士などの専門家を派遣し、アドバイスを行う「高経年マンション専門家派遣」事業により、管理組合を活性化させる支援を行ってきた。 しかしながら、建物の劣化が進んでいる要支援マンションの中には、管理組合の実体がなく、専門家による外部からのアドバイスだけでは改善できないものがあることが明らかとなってきている。						
[事業概要] 建物の劣化が進んでいる要支援マンションのうち、管理組合の実体がなく改善が困難なものについて、マンション管理業務に精通する非営利団体の職員等を管理組合の役員として派遣し、要支援マンションの再生を図る。この支援活動について、当該非営利団体等に対して2年間を限度として補助を行う。 予定件数 2件						
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)] (関連事業) <ul style="list-style-type: none">・分譲マンション管理支援事業 3, 200千円・分譲マンション建替・大規模修繕アドバイザー派遣 4, 110千円・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成 7, 000千円						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	市営住宅ストック総合活用事業					
予 算 額	955, 988千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠・投資枠			
担 当 課	住宅室すまいまちづくり課(222-3635)					
[事業実施に至る経過・背景など] 「京都市市営住宅ストック総合活用計画」では、市営住宅の建替えを基本としたフロー重視の考え方から、「しっかりと手入れして、長く大切に使う」というストック重視の考え方へ転換し、既存市営住宅の長期活用を基本に、効率性や政策効果を総合的に勘案して建替えを最小限に抑えつつ、既存住棟の適切な維持管理と改善を進める。						
[事業概要] 平成26年度は、次の事業を実施する。 1 市営住宅団地再生事業 住棟の改善及び用途廃止等を含めた団地再生事業を進める。 (1) 鈴塚市営住宅 新棟建設工事、耐震改修及び除却の実施設計 (2) 楽只市営住宅 耐震改修、エレベーター設置及び浴室設置の実施設計 2 市営住宅耐震改修等改善事業 (1) 西野山市営住宅 耐震改修及びエレベーター設置の実施設計及び工事 (2) 醍醐南市営住宅 耐震改修及びエレベーター設置の実施設計 (3) 樅原市営住宅 耐震改修及びエレベーター設置の実施設計 (4) 山ノ本市営住宅 浴室設置工事						
[参考 (他都市の状況・事業効果など)]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	楽只・鷹峯市営住宅団地再生プロジェクト					
予 算 額	16, 300千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	住宅室すまいまちづくり課(222-3635)					
[事業実施に至る経過・背景など] 楽只・鷹峯市営住宅については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、広域的な視野で地域力を高めるまちづくりに向けて、住棟や敷地の有効活用等の団地再生事業に取り組んでいくこととしている。 そのため、楽只・鷹峯地区にとどまらず、広く地区外からも多様な人材の参画を得て、民間活力を導入した魅力あるまちづくりを進める。						
[事業概要] 平成26年度は、次の事業を実施する。 1 土地利用計画の策定 魅力あるまちづくりのため、土地の有効活用や民間活力の導入に向けた市場調査などの基礎調査を行う。 2 賑わい創出事業 市営住宅の空き店舗等を活用し、地域や大学等と連携した新たな賑わいづくりを行い、将来の賑わい施設の導入に向けた機運を高める。 3 高齢化対策に係る学生シェアハウス事業 地域と大学等が連携し、市営住宅の空き住戸を活用した学生向けシェアハウスを行い、入居者の高齢化が進む市営住宅における高齢者の見回り等を通じて、高齢者と学生の世代間交流や自治会活動の活性化を図る。						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	新たな崇仁地域のまちづくり					
予 算 額	28, 600千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	住宅室すまいまちづくり課(222-3635)					
[事業実施に至る経過・背景など] 崇仁地域は「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」におけるリーディングプロジェクトとして、京都駅に隣接した立地を生かし、様々な人が集い、交流を図ることで「創造・交流・賑わい」のまちづくりを目指している。 平成26年1月に、この趣旨と合致する京都市立芸術大学の崇仁地域への移転整備の方針を決定した。大学の移転整備と連動した事業展開により、崇仁地域において京都全体のまちづくりに貢献する個性豊かで魅力的なまちづくりを進めていく。						
[事業概要] <u>京都市立芸術大学の移転整備や崇仁市営住宅（第21～27号棟）の移転建替えを円滑に進め、「創造・交流・賑わい」のまちの早期実現を図るため、平成26年度は、土地区画整理事業の施行区域の拡大や崇仁市営住宅（第21～27号棟）の移転建替え計画の策定、これらに伴う住宅地区改良事業計画の変更を行う。</u> <u>併せて、京都全体のまちづくりに貢献する個性豊かで魅力的なまちづくりに向け、市民、民間事業者、NPO、京都市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援を行う。</u>						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

平成26年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	京都未来交通イノベーション研究機構(仮称)の設立及び運営		
予 算 額	10,000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)		

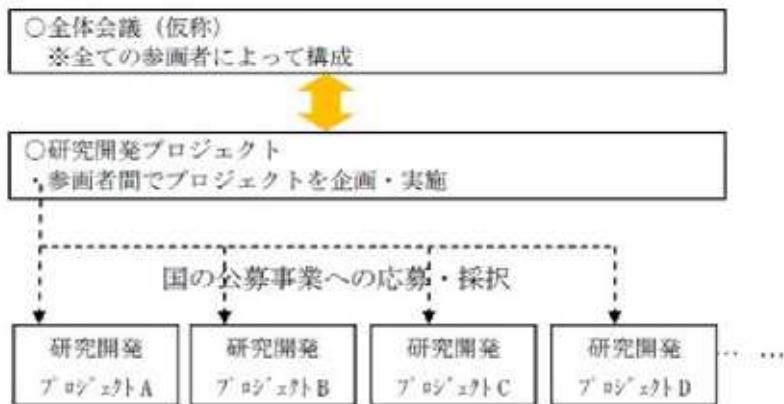
[事業実施に至る経過・背景など]

国の成長戦略においては、今後の成長が期待できるテーマの1つとして、「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」が掲げられる等、交通・移動分野におけるICTの活用が盛り込まれている。

[事業概要]

京都未来交通イノベーション研究機構(仮称)を設置し、よりスマートな都市、幸福を享受できる社会を実現するため、様々な交通に関する情報の収集・統合等、ICT等の活用により、交通分野の研究開発から実用化検討を行い、人と物の移動に関する利便性や安全性の向上を目指す。

(研究体制のイメージ)



[参考（他都市の状況・事業効果など）]